

- (4) 契約金額が1,500,000円未満のとき。
- (5) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 市長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者が特に認めるものであるとき。

7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(疑義の解決)

第26条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第27条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。